

向入境和再入境者的请求

にゅうこく さいにゅうこくよてい みな ねが
入国・再入国予定の皆さんへお願い

入境日本后的14天期间，请待在家中或住宿进行隔离，请勿使用公共交通工具。

にゅうこく っかかん じたく なか
入国してから14日間は自宅やホテルの中においてください。また、バスや電車などは使わないようにしてください。



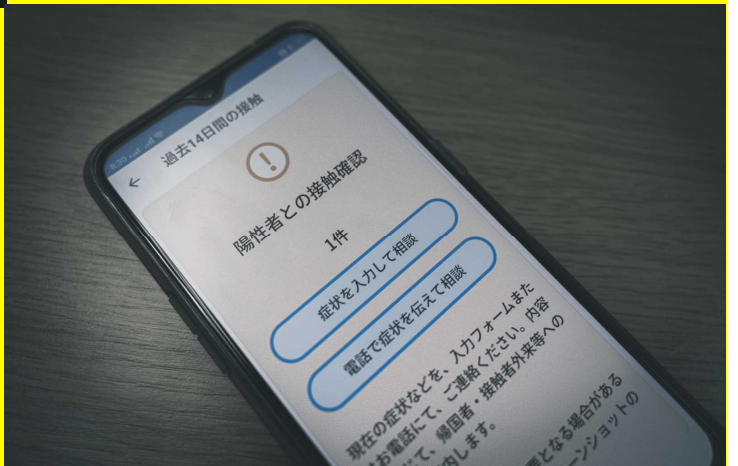
入境日本后的14天期间，请通过电子邮件向入国者健康确认中心报告您的健康状况。

にゅうこく っかかん つか
入国してから14日間はメールを使ってください。「入国者健康確認センター」に健康状態の報告をしてください。



入境日本后的14天期间，请使用位置资讯APP和接触追踪APP。

にゅうこく っかかん いちじょうほうかくにん
入国してから14日間は、位置情報確認アプリと接触確認アプリを使ってください。



有关上述请求的详细信息，请参阅厚生劳动省网站内的

①“关于边境措施的新措施”和 ②“誓约书”。
誓约内容可能根据疫情情况而有所变更。（截至 7月1日）
违反誓约者将可能被撤销居留身份和驱逐出境。

* 詳しいことは、厚生労働省ホームページ ①「水際対策に係る新たな措置について」と、②「誓約書」をご覧ください。
かんせんじょうきょう せいやくないよう へんこう ばあい じてん
感染状況等により誓約内容の変更がある場合があります。（7/1時点）

せいやく いはん ざいりゅうしかく と け きょうせいたいぎよ
なお、誓約に違反すると、在留資格を取り消されたり、強制退去になることがあります。



～来自宫崎县的通知 宮崎県からのお知らせ～